

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について 一事務ガイドライン一  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p><b>2. 登録申請関係</b></p> <p><b>2-1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項</b></p> <p>2-1-1～2-1-2 (略)</p> <p><b>2-1-3 営業所</b></p> <p>登録申請書に記載する営業所とは、証券業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他営業以外の用に供する施設は除くものとする。</p> <p><b>2-1-4 登録申請書の添付書類</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国内に在留する外国人が提出した外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面(英文等の場合には訳文を添付)は、証券会社に関する内閣府令第5条第4号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p>	<p><b>2. 登録申請関係</b></p> <p><b>2-1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項</b></p> <p>2-1-1～2-1-2 (略)</p> <p><b>2-1-3 営業所</b></p> <p>登録申請書に記載する営業所とは、証券業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他営業以外の用に供する施設は除くものとする。</p> <p><u>なお、無人の営業所については、各財務局管内に所在する店舗数及びこれらを統括する営業所の名称等を記入させることとする。</u></p> <p><b>2-1-4 登録申請書の添付書類</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国内に在留する外国人が提出した外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面(英文等の場合には訳文を添付)は、証券会社に関する内閣府令第5条第4号及び第20条の2第3項第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p>